

入院時食事療養費について



当院は入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っております。管理栄養士によって管理された適切な栄養量及び内容の食事を適時、適温で提供いたします。また、医師の発行する食事せんに基づき、高血圧食や糖尿病食をはじめとした適切な特別食を提供しております。

《食事提供時間》

朝食：8時 昼食：12時 夕食：18時

入院時食事療養費 標準負担額（1食につき）

一般（70歳未満）	510円
指定難病患者及び小児慢性特定疾病児童	300円
70歳以上	510円
＜低所得者Ⅱ＞に該当	
市区町村民税非課税世帯に属する 90日までの入院	240円
市区町村民税非課税世帯に属する 91日以上入院	190円
＜低所得者Ⅰ＞に該当	110円

※ 令和7年4月1日に改定されました

副島整形外科病院

令和7年4月1日